

事 務 連 絡
平成27年2月4日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各中核市教育委員会指導事務主管課 御中
各都道府県私立学校事務主管課
附属中・高等学校(中等教育学校を含む)を置く
各国立大学法人附属学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る
実践研究(課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業)
の実施について(依頼)

文部科学省では平成27年度から、中・高校生の主権者意識の涵養や社会参画のための実践力の育成を図るため、標記の事業を実施することとしています。

については、別添のとおり本事業の委託要項及び公募要領を送付いたしますので、実施の希望がある場合は、事業実施計画書を作成の上、平成27年3月2日(月)までに御提出ください。

なお、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の中・高等学校(中等教育学校を含む)及び学校法人に対し、附属中・高等学校(中等教育学校を含む)を置く国立大学法人附属学校事務担当課におかれては、その管下の中・高等学校(中等教育学校を含む)に対し、本事業の公募について御周知くださいますようお願い申し上げます。

お忙しいところ恐縮ですが、本事業の実施に向けて、御理解、御協力をいただけますようお願いいたします。

<事業の概要>

○ 教育委員会(又は学校の設置者)及び教育委員会等が指定する学校において、次に示すいずれか、又は両方の類型の実践研究を実施する。

類型Ⅰ：中・高校生の主権者意識の涵養や実社会への参画のための実践力の育成を目標として、地域社会(保護者、地域住民、行政機関、自治会、商工会、商工会議所、地域企業、社会教育団体、NPO団体等)との効果的な連携を図り、生徒が地域の抱える具体的な課題の解決に取り組むことを活動内容とした体験的・実践的な学習の在り方について実践研究を実施する。

類型Ⅱ：自立して社会生活を営む上で必要となる知識や実践力を身に付けさせるとともに、社会生活について生活者の視点から主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てることを目標とした学

習の在り方について実践研究を実施する。（実践研究で取り扱う内容は公募要領において次の①から⑪を示している。）

- ①働くことに関する事（職業選択の方法、働き方や労働法制など）
- ②結婚や家族に関する事（生活設計、結婚、相続など）
- ③地域生活や安全に関する事（地域活動、防犯・防災など）
- ④消費生活に関する事（消費者信用、金融・投資、資源・環境問題など）
- ⑤税に関する事（納税の義務、納税の方法、税金の使途など）
- ⑥社会保障に関する事（年金や医療保険、公的扶助の意義と仕組みなど）
- ⑦社会規範に関する事（権利と義務、法律、訴訟、社会道徳、規範意識など）
- ⑧政治参加に関する事（選挙、世論など）
- ⑨経済や産業に関する事（金融経済、企業、起業など）
- ⑩情報に関する事（情報リテラシー、メディアなど）
- ⑪その他

○ 指定期間は原則として平成29年3月までとする。ただし、委託契約については、年度ごとに締結することとし、委託契約期間は原則として、委託契約を締結した日から当該年度末までとする。

○ 公募対象は都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会、国立大学法人、学校法人であること。

○ 事業規模（予算）及び採択件数はそれぞれ次のとおりであること。

事業規模：1校あたり900千円程度

採択件数：10校程度

※ 従来、文部科学省では、本事業と同趣旨の事業として、「中・高校生の社会参画に係る実践力育成のための調査研究」を実施しておりましたが、平成27年度は名称を「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究」と変更し、「課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業」の下に位置付けて実施することとしたものです。

※ 事業の詳細は公募要領をご覧ください。

※ 文部科学省HPのお知らせ「調達総合案内」にも情報を掲載しております。

URL：<http://www-gpo3.mext.go.jp/MextKoboHP/list/kp010000.asp>

【本件担当・提出先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程総括係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-5253-4111(内線2073)

FAX：03-6734-3734

E-mail：kyoiku@mext.go.jp

課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業

平成27年度予算額(案)
100,912千円(新規)

今後、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、学んだことを活用して自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取り組み、新たな価値を創造する力、社会性や人間関係形成能力などの育成が一層重要。このため、一方的に教えられる受け身の授業から、子供たちが課題の解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業への転換を図るための実践研究を行う。

【学習プログラムの開発】

実社会との接点を重視した 課題解決型学習プログラムに係る実践研究

- ・社会で自立し、その持続可能な発展を支えるために必要となる具体的な内容(例えば、労働、消費生活、税、社会保障、政治参加、経済、ESDなどに関すること)の習得と、それらを活用して地域の課題の解決に取り組む体験的・実践的な学習活動に関する各教科等横断的なプログラムを開発
- ・社会的自立のために必要となる具体的な内容をまとめた教材を作成

【国際バカロレアのカリキュラムの分析】

国際バカロレアのカリキュラムに関する調査研究

- ・基礎的な知識・技能及び、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはじめ、「生きる力」の習得に資する国際バカロレアのカリキュラムについて調査研究することにより、我が国の教育の改善やグローバル人材の育成等に生かす。

【指導方法・指導体制の工夫・改善】

学力定着に課題を抱える学校の 重点的・包括的支援に関する実践研究

- ・学習意欲の向上と学力の定着に向けた学校・家庭・地域の連携による効果的な取組の在り方などについて実践研究を実施

言語活動の充実に関する実践研究

- ・思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け、主体的な言語活動を重視した指導の充実を図るための実践研究を実施
- ・言語活動の充実に関する検証改善委員会(仮称)を設置し、全国における言語活動の実態等を把握・分析

対話・創作・表現活動等を通じた 児童生徒の人間関係形成能力等の育成

- ・ディスカッション、創作、表現、ソーシャルスキルトレーニング、ピアサポート等を取り入れた教育活動による実践研究を実施
- ・ディスカッション等を取り入れた教育活動の企画等ができる指導者養成研修プログラムを開発

成果の普及

課題の解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業の推進

課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業委託要項

平成27年1月19日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

児童生徒が課題を発見し解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業を実現するための取組について、様々なテーマによるメニューを設定し、学校の設置者等が学校や地域の実情等に応じたテーマを選択して実践研究を実施する。国は、その成果を普及し、また、教育課程の改善のための検討に活用することにより、各学校における課題解決に向けた主体的・協働的な学びを推進する。

2 事業の内容

地域や学校の実態等に応じて、次の取組を実施する。

- ① 実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究
- ② 学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究
- ③ 言語活動の充実に関する実践研究
- ④ 対話・創作・表現活動等を通じた児童生徒の人間関係形成能力等の育成
- ⑤ 国際バカロレアのカリキュラムに関する調査研究

3 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会、その他市区町村教育委員会、国立大学法人、学校法人又は株式会社、社団法人、財団法人又は特定非営利法人（以下「教育委員会等」という。）に対して委託することができるが、その詳細は取組ごとに公募要領に定めることとする。

4 事業の指定期間及び委託契約期間

事業の指定期間は、取組ごとに公募要領の定めるところにより複数年とすることができる。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、委託契約期間は原則として、委託契約を締結した日から当該年度末までとする。

5 事業の実施

(1) 事業実施

事業の委託を受けた教育委員会等（以下「受託団体」という。）は、文部科学省に提出し採択された各事業実施計画に基づき取組を行う。

また、受託団体は、各事業における具体的な内容の検討を行い、取組を実施する地域・学校を指定する場合にはその運営についての指導・助言等を行うほか、総合的に研究結果の分析等を行い、その成果や課題を今後の取組に活用することとする。

(2) 連絡協議会の開催

文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体等による連絡協議会を開催することができる。

(3) それぞれ取組の詳細な内容

上記2に示した取組の詳細については、取組ごとに公募要領に定めることとする。

6 委託手続き

(1) 事業の委託を受けることを希望する教育委員会等は、事業計画書等を文部科学省に提出する。

(2) 文部科学省は、選考委員会等（文部科学省内に設置）において、教育委員会等が作成した事業計画書を審査した上で、受託団体を選定し、事業の実施を委託する。なお、選考委員会等は必要に応じ、教育委員会等に対し、事業の推進に係る指導・助言等を行うことができる。

7 委託経費

(1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費を委託費として支出する。委託費はその額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払いを受けようとし、文部科学省が必要と認める場合には、別途定める方法により、概算払いすることができる。

(2) 契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約締結及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費を効率的に執行すること。

(3) 受託団体は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、計画書のうち経費のみを変更する場合で、事業費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が総額の20%を超えない場合については、この限りではない。

(4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

(5) 文部科学省は、受託団体が委託要項若しくは委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

9 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 受託団体は、本事業が完了したとき及び廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書及び支出を証する書類の写を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記（1）で定める委託事業完了（廃止等）報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

10 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9（1）により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した実決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

11 その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならないとともに、善良なる管理者の注意をもって取り扱う責任を負うものとする。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (6) 本事業は、課題解決に向けた主体的・協働的な学びを推進する観点から、平成26年度に実施している「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する調査研究」「中・高校生の社会参画に係る実践力育成のための調査研究」等の事業を整理・統合して構築したものであり、これらの事業の委託要項及び公募要領に基づき、平成26年度から2年間にわたり指定をした団体については、原則として、本事業において引き続き指定するものとする。なお、「中・高校生の社会参画に係る実践力育成のための調査研究」については、本事業の取組のうち、「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究」に引き継ぎ、実施するものである。
- (7) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。

実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究
(課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業)
公募要領

1 事業名

実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究

2 事業の趣旨

改正教育基本法及び学校教育法において、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が教育の目標の一つとして明記された。学習指導要領においても、総則において、生徒に「生きる力」を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することを掲げるとともに、社会科・公民科や特別活動などを中心として社会参画に関する学習内容の充実を図っている。

また、平成26年11月に行われた中央教育審議会への諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」では、高等学校教育において、国家及び社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるための新たな科目等の在り方について検討することとしている。

これらを踏まえ、本実践研究では、中学校・高等学校が、地域の関係者等と連携し、社会科、地理歴史科、公民科、技術・家庭科、家庭科、総合的な学習の時間や特別活動等の授業などを活用して、体験的・実践的な学習を行うためのプログラムを開発し、その成果を普及することにより、中学生・高校生の主権者意識を涵養するとともに、社会の形成に参画し、その発展に寄与する力の育成を図る。

3 事業の内容

「2 事業の趣旨」に基づき、教育委員会（又は学校の設置者）（以下、「教育委員会等」という。）及び教育委員会等が指定する学校（以下、「実践校」という。）において、次に示すいずれか、又は両方の類型の実践研究を実施する。

類型Ⅰ： 中・高校生の主権者意識の涵養や実社会への参画のための実践力の育成を目標として、地域社会（保護者、地域住民、行政機関、自治会、商工会、商工会議所、地域企業、社会教育団体、NPO団体等）との効果的な連携を図り、生徒が地域の抱える具体的な課題の解決に取り組むことを活動内容とした体験的・実践的な学習の在り方について実践研究を実施する。

なお、以下の研究の視点を踏まえるとともに、期待される成果物を作成すること。

(研究の視点)

- ① 研究に当たっては、キャリア教育，法教育，租税教育，社会保障教育，金融経済教育，選挙や政治に関する教育，雇用と労働問題に関する教育，防災教育など，社会との接点にかかわる教育との関連を重視する。
- ② 研究に当たっては，社会科，地理歴史科，公民科，技術・家庭科，家庭科，総合的な学習の時間，特別活動，学校設定教科・科目など関係する教科等の有機的な関連の深化や，教科横断的なカリキュラムの開発につなげることを重視する。

(期待される成果物)

- 年間の指導計画及び実践事例（目標，内容，評価の規準，実際の教育活動，生徒の変容などをまとめたもの。なお，生徒の変容は，レポートの内容等から読み取れる具体的な生徒の様子を示すことに加え，事前事後の意識調査などにより数値で示すことが望ましい）

類型Ⅱ： 自立して社会生活を営む上で必要となる知識や実践力を身に付けさせるとともに，社会生活について生活者の視点から主体的に考察させ，公正な判断力を養い，良識ある公民として必要な能力と態度を育てることを目標とした学習の在り方について実践研究を実施する。実践研究で取り扱う内容は以下に示す①から⑩のうち複数の内容を選択するものとし，それぞれに示す学習活動例を参考とすること。

また，実践力の育成に資するよう，学校外部の専門性を有する人材（例えば，弁護士，税理士，社会保険労務士や，選挙管理委員会などの関係行政部局の担当者，消費生活相談員など）や地域の大人，大学生などの積極的な活用を図ること。

なお，研究は，高等学校学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示）に規定する各学科に共通する各教科又は総合的な学習の時間，特別活動の各教科等において取り組むことが望ましい。

(研究の対象とする内容)

- ①働くことに関すること（職業選択の方法，働き方や労働法制など）

(学習活動例)

- ・ 働くことの意義や「やりがい」について，実際に働いている人にインタビューしたり就業体験をしたりして，仕事の内容，収入など様々な面から考える
- ・ 労働条件通知書や求人票などを見ながら，賃金や労働時間，休日や休暇などの労働条件等が具体的にどのように記載されているのか，それはどのような法律や規則に基づいているのかを調べる

- ②結婚や家族に関すること（生活設計，結婚，相続など）

(学習活動例)

- ・ 各自が考えるライフプランに応じ，結婚・出産の時期や，生涯賃金（自らが希望する職業の平均的な収入）と支出（生活，結婚，出産，子育て，教育，住

宅、介護等にかかる平均的な支出)などのシミュレーションをしてみる

- ・ 婚姻時に届け出が必要となる書類やその記載事項について調べたり, 出産後, 養育上の問題に直面した場合の相談窓口が居住地のどこにあるかを調べたりする
- ・ 相続対象となる親族の範囲や相続順位, 法的手続きについて調べ, 遺産相続の計算(シミュレーション)をしてみる

③地域生活や安全に関すること(地域活動, 防犯・防災など)

(学習活動例)

- ・ 地域で実際に行われているボランティア活動や防犯・防災などのために行われている活動などに参加したりして, その意義や役割について考えたりする

④消費生活に関すること(消費者信用, 金融・投資, 資源・環境問題など)

(学習活動例)

- ・ 悪質商法の被害にあった場合の相談窓口が居住地のどこにあるかを調べたり, 契約を解除するための手段について調べ, 実際に通知を作成したりする
- ・ 株式を購入した際の株価の変動による資産への影響や, 当該株式会社における調達資金の活用の実際について調べる
- ・ 身近な資源・環境問題という視点から, ごみやリサイクルに関する問題を取り上げ, 訪問調査などの活動をもとにディスカッションなどを行い, 現状と問題点を考える

⑤税に関すること(納税の義務, 納税の方法, 税金の使途など)

(学習活動例)

- ・ 給与明細の例をもとに税の種類や金額について調べたり, 実際に確定申告書を作成したりする
- ・ 身近な都道府県や市町村の予算の中で, 教育のために使われている予算の額や内容を調べたりして, 税金の使途について考える

⑥社会保障に関すること(年金や医療保険, 公的扶助の意義と仕組みなど)

(学習活動例)

- ・ 公的年金保険や公的医療保険の加入年齢や支払う保険料の金額, 必要な手続き等について調べる。また, 支払いが困難な場合の免除制度や猶予制度, 保険料を支払わなかった場合にどのような不利益があるかについて調べる
- ・ 1ヶ月の収入の中で, 日常生活にどれくらいの経費が必要か試算した上で, 病気や失業といった事態に直面した時にどのような社会保障制度が準備されているかについて調べたり, 病気や失業以外にどのようなリスクがあるかについて考えたりする

⑦社会規範に関すること(権利と義務, 法律, 訴訟, 社会道徳, 規範意識など)

(学習活動例)

- ・ 裁判員裁判の対象となった実際の事案を題材に模擬裁判を行う
- ・ 交通事故を起こした場合の処理方法について調べる
- ・ 具体的な事例を通して, 法・道徳・慣習の違いや, なぜそのような社会規範があるのかを考える

⑧政治参加に関すること(選挙, 世論など)

(学習活動例)

- ・ 国政選挙，地方選挙にあわせて各政党のマニフェストを調べ比較したり，模擬投票を行ったりする
- ・ 地域が抱える課題について調べたり，その課題に対し関係者等がどのように取り組んでいるかなどを調査したりして，自分たちができることを考えたりする

⑨経済や産業に関すること（金融経済，企業，起業など）

(学習活動例)

- ・ 独立して会社を起こすこととした場合の会社名，事業内容，資金調達の方法について考えたり，法的手続きについて調べたりする

⑩情報に関すること（情報リテラシー，メディアなど）

(学習活動例)

- ・ 社会的な問題について各新聞の記事を読み比べたりして，メディアの役割と影響について考える

⑪その他

(学習活動例)

- ・ 高等学校卒業後に一人暮らしをはじめる場合に必要となる手続（住民票の変更，住居の賃貸に係る手続，水道などの利用申込み）や，一人暮らしにかかる年間の経費などについて調べる
- ・ 生活上，困ったことが生じた場合や身体的なストレスで悩んだ場合などに相談できる機関等が居住地域のどこにあるかを調べたりする

(期待される成果物)

- 実践事例（目標，内容，評価の規準，実際の教育活動，生徒の変容などをまとめたもの。なお，生徒の変容は，レポートの内容等から読み取れる具体的な生徒の様子を示すことに加え，事前事後の意識調査などにより数値で示すことが望ましい）

4 事業の実施方法

類型Ⅰの実践研究については，教育委員会等は，域内の学校（中学校，高校学校（中等教育学校を含む。）からいずれか1校以上）を実践校として指定し，類型Ⅱの実践研究については，教育委員会等は域内の高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）1校以上を実践校として指定する。

5 事業実施上の留意事項

[教育委員会等]

- ① 実践校に対して，本実践研究の円滑な実施のために必要な指導・助言を行う。
- ② 成果発表会等の開催，実践事例集の作成，インターネットによる情報提供などの取組を必要に応じて実施することにより，実践校の取組を支援し，研究情報の共有化及び研究の成果等の普及を図る。

〔実践校〕

- ① 実践校においては、生徒が、授業内容と実社会とのつながりを意識して学ぶことができるよう、学校の全体計画や関係教科・科目等の年間指導計画の作成に当たって配慮するものとする。
 - ② 類型Ⅰの実践研究に取り組む実践校においては、地域社会との連携・協力の下、本事業を円滑に進めるため、教師間の連携や学校と関係機関等との連絡調整・企画立案等を行う「社会参画推進委員会」を置くなど、計画的、継続的に実践研究を進めるものとする。
 - ③ 実践校においては、学校の設置者との密接な連携のもとに、その指導と助言を受けて事業を実施する。
 - ④ 実践校においては、生徒を対象とする意識調査を実施するなど、生徒の意識等の変容についてできるだけ客観的かつ具体的に明らかになるように工夫する。
- ※ 社会参画推進委員会は、学校教育関係者のほか、地域社会の関係者（保護者、地域住民、行政機関、自治会、商工会、商工会議所、地域企業、社会教育団体、NPO団体等）の協力を得るなど、地域社会との連携を図ること。
- ※ 社会参画推進委員会は、教育委員会等に置くことも可能であること。

6 指定期間及び委託契約期間

指定期間は原則として平成29年3月までとする。ただし、委託契約については、年度ごとに締結することとし、委託契約期間は原則として、委託契約を締結した日から当該年度末までとする。

7 公募対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会、国立大学法人、学校法人

8 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

9 委託手続き

- (1) 事業の委託を受けることを希望する教育委員会等は、「事業実施計画書」（様式1）及び実践研究の概要（様式2）を作成し、文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、審査委員会（文部科学省内に設置。）において、教育委員会等が作成した事業実施計画書を審査した上で、受託団体を選定し、事業を委託する。なお、審査委員会は必要に応じ、教育委員会等に対し、事業の推進に係る指導・助言等を行うことができる。

10 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 受託団体は、本事業が完了したとき及び廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）

の承認を受けたときは、事業完了報告書、事業完了決算書及び支出を証する書類の写を文部科学省に提出するものとする。

- (2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記(1)で定める事業完了報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。
- (3) 事業完了報告書等の様式その他の必要な事項については、文部科学省から別途連絡する。

11 書類の提出方法等

(1) 提出書類

- 企画提案書（「事業実施計画書（様式1）」に代える）
- その他、本事業の実施上で教育委員会等の関連する方針、施策、当該施策に係る予算が分かる資料及びその他参考となる資料

(2) 提出部数

- 6部（正本1部、副本5部）
なお、正本1部は片面印刷とし、副本5部は両面印刷とする。

(3) 提出方法

書類の提出は、以下に示す①電子メール及び②郵送等とする。必ず①、②両方の方法で提出すること。なお、ファクシミリによる提出は不可とする。

①電子メール

- ・Word、一太郎又はExcelファイルにて作成した事業実施計画書をファイルに添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【提出】（契約の相手方となる団体名）課題解決型学習プログラム」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、CD-R、USBメモリ等記録媒体を郵送するかメールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

②郵送等（郵便、宅配便等）

- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出先

①電子メール：kyoiku@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係（宛）

TEL:03-6734-2073

(5) 提出締切

平成27年3月2日（月）

- ・電子メールは当日の送信記録があるもの

・郵送等及び直接持参の場合，当日18時15分必着

(6) その他

事業実施計画書等の作成費用については，選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また，提出された事業実施計画書等については，返却しない。

12 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：1校あたり900千円程度

採択件数：10校程度

※ 2年度目の予算額は初年度の予算額と同程度となることを前提に計画を立てること。ただし，採択後において，各年度の予算の状況により予算額が変動する可能性があること。

13 採択方法等

文部科学省が設置する審査委員会において，〔別紙〕に定める審査基準に基づき，書類審査等を実施する。

審査終了後，30日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

14 委託契約締結

審査の結果，委託契約予定者と提出書類等を基に契約条件を調整するものとする。なお，契約金額は，本公募要領12に示す事業規模及び「事業実施計画書」の内容等を勘案して決定するものとし，企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また，契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は，契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため，契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお，再委託先がある場合は，この旨を再委託先にも十分周知してください。

15 事業の成果について

文部科学省は，事業完了報告書等の集録を編集し，書籍及びインターネットその他の媒体により公表するなど，事業の成果を広く普及・啓発することを予定している。

16 スケジュール

- | | |
|---------------------|------------------|
| ①平成27年2月4日 | 公募開始 |
| ②平成27年3月2日 | 公募締切 |
| ③平成27年3月上旬～3月下旬(予定) | 実践研究実施団体の選考・審査 |
| ④平成27年3月下旬(予定) | 提案者への選考・審査結果の通知 |
| ⑤平成27年4月以降 | 実践研究実施団体と委託契約の締結 |

※ 委託契約締結後，速やかに文部科学省と協議

- | | |
|------------|---------|
| ⑥平成28年1，2月 | 事業連絡協議会 |
|------------|---------|

- ⑦平成28年3月末 事業完了報告書等の文部科学省への提出期限
(以下は、平成28年度においても引き続き委託契約した場合)
- ⑧平成28年4月以降 実践研究実施団体と委託契約の締結
※ 委託契約締結後、速やかに文部科学省と協議
- ⑨平成29年1, 2月 事業連絡協議会
- ⑩平成29年3月末 事業完了報告書等の文部科学省への提出期限

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

17 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、学校法人のみに適用する。

18 その他

事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。また、事業の実施に当たっては、委託契約書及び「事業実施計画書」等を遵守すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほどよろしくお願ひします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願ひします。

- ・ 事業実施計画書（経費項目の積算を含む）
- ・ （再委託がある場合）再委託に関する事項に係る資料
- ・ 経費の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 銀行振込依頼書

(※ 学校法人は公募要領17にあるとおり，以下様式に従い誓約書を提出すること（都道府県教育委員会，指定都市教育委員会，中核市教育委員会，国立大学法人は提出不要である）。)

誓 約 書

当学校法人は，下記1及び2のいずれにも該当しません。また，将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

代表者名

署名（自署）

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究 の採択に係る審査基準

1. 審査方法

文部科学省に設置された「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、企画提案書等による書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

2. 採択案件の決定方法

予算の範囲内において各評価項目の得点合計が高く、一定の条件を満たす者を採択案件に決定する。なお、決定するに当たっては、審査委員の付した意見等も併せ、総合的に勘案するとともに、類型や取組内容を考慮することとする。

3. 評価方法

評価は、以下の各評価項目について次の評価基準による5段階評価とし、審査委員がそれぞれ評価した得点の合計を評価項目数で除して得た平均点に加え、審査委員が付した意見を総合的に勘案して行う。

【評価基準】

- S（4点）…大変優れている。項目として評価が高い。
- A（3点）…優れている。項目として評価できる。
- B（2点）…普通である。項目の評価として普通。
- C（1点）…やや劣っている。項目として評価が低い。
- D（0点）…劣っている。項目として評価できない。

【評価項目】

(1) 事業全体に関する評価（各4点、計20点）

- ① 公募要領に示す事業の趣旨や内容を十分踏まえた内容となっている。
- ② 本実践研究において達成しようとする目標が明確である。
- ③ 本実践研究の実施計画が適切なスケジュールとなっている。
- ④ 実施計画の内容に対して、妥当な経費が示されている。
- ⑤ 本事業の成果の検証の手立てとして適切かつ妥当な手法が取られている。

(2) 取組内容に関する評価（各4点、計12点）

- ① 取組内容が地域や学校の実情を踏まえた具体的な内容となっている。
- ② 実践研究の実施体制が地域社会との連携の在り方を含め適切な体制となっている。
- ③ 取組内容の教育課程上の位置付けが適切であり、関係する教科等間の関連や連携に工夫がみられる。

実社会との接点を重視した
課題解決型学習プログラムに係る実践研究
(課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業)

事業実施計画書

文部科学省初等中等教育局長 殿

団体名

所在地

代表者職名

氏名

印

担当者所属職名

氏名

電話番号

FAX番号

E-MAIL

平成 年度「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究」の事業実施計画書を提出します。

1. 主権者意識の涵養や社会参画の態度の育成に関する教育の現状・課題

※ 生徒の主権者意識の涵養や社会参画の態度の育成に関する教育の現状や課題について、地域や学校における状況を記載すること。

2. 教育委員会等におけるこれまでの取組

※ これまでに教育委員会等における同様の取組がある場合には記載すること。

3. 本実践研究の趣旨・目標

※ 本実践研究の趣旨や達成しようとする目標について記載すること。

4. 本実践研究の内容

(教育委員会等において取り組む内容)

(実践校において取り組む内容)

①実践校について

実践校名	〇〇県立〇〇高等学校 (ふりがな)		
	学科名	生徒数	学級数

※ 生徒数、学級数については、3学年分を合算した数を記載すること。学科が複数設置されている場合は、行を増やすこと。

②実践研究の対象

- ※ ①のうち、実践研究に取り組む学年、学科、人数、クラス数を明確に記載すること。なお、全校生徒で取り組む場合は、その旨記載すれば足りること。

③実践研究の内容

- ※ 公募要項の「3 事業の内容」に示す実践研究の種類の別や、類型Ⅱの場合は内容①から①の別ごとに、取り組む内容（学習活動）を具体的に記載すること。その際、教育課程上の位置付け（どの教科・科目で取り組むか）や教科横断的なカリキュラムなど教育課程編成上の工夫に関する内容についても記載すること。また、類型Ⅰの場合は、地域社会との連携の内容について地域の抱える課題との関係がわかるように記載すること。類型Ⅱの場合は、学校外部の専門性を有する人材を活用する場合は明示すること。

5. 本実践研究の実施計画

- ※ 2年間のおおまかな実施スケジュールについて記載すること（指定2年目の記述に当たっては、当該年度の実施計画のみを記載すれば十分であること）。

6. 本実践研究の実施体制

- ※ 地域社会との連携の在り方を含めた実践校における本実践研究の実施体制が分かるよう、できるだけ具体的に記載すること。（学校と関係機関との連携調整等を行う「社会参画推進委員会」を置く場合には、位置付けが分かるように記載すること。）

7. 本実践研究の成果の検証方法

- ※ 本実践研究を通して得られる成果として想定される点とその検証方法等について、できるだけ具体的に記載すること。

経費項目の積算

1 平成27年度

(単位：円)

費目	種別	金額	積算内訳
人件費	賃金	円	○人×○日×@=
事業費	諸謝金	円	○○委員会出席謝金 ○人×○回×@= 外部講師謝金 ○人×○回×@=
	旅費	円	○○委員会出席旅費 ○○(出発地)～○○(到着地) ○人×○日×@=
	会議費		○○委員会お茶代 ○人×○回×@=
	通信運搬費	円	○○委員会開催通知郵送料 ○人×○回×@=
	印刷製本費	円	○○印刷費 ○冊×@=
	借損料	円	会場借料 ○時間×○回×@=
	消耗品費	円	コピー用紙代 ○○箱×@= 関係資料(具体的な書籍名)購入代 ○○冊×@=
	雑役務費	円	振込手数料 ○件×@=
	消費税相当額	円	
再委託費	再委託費	円	○○市(内訳は別添のとおり) ○○○円
	合計	円	

※ 記述にあたっては、【別添】の「経費計上の留意事項等」に従うこと。

※ 積算内訳は単価及び数量を明らかにすること。

※ 消費税相当額は原則課税事業者のみ計上されるものである。

※ 再委託費の内訳については、当該経費区分に準じ経費ごとに作成の上、添付すること。

※ 印刷製本費及び雑役務費を計上する場合は、見積書等を添付すること。(再委託費の内訳に印刷製本費及び雑役務費を計上する場合も同様)

2 実施期間中（平成27年度～平成28年度）

（単位：円）

費目	種別	平成27年度 種別予定額	平成28年度 種別予定額	合計金額
人件費	賃金			
事業費	諸謝金			
	旅費			
	会議費			
	通信運搬費			
	印刷製本費			
	借損料			
	消耗品費			
	雑役務費			
	消費税相当額			
再委託費	再委託費			
	合計			

経費計上の留意事項等

- 「1 平成27年度における経費」及び「2 実施期間中（平成27年度～平成28年度）」をそれぞれ作成すること。なお、2年度目の予算額は初年度の予算額と同程度とすること。ただし、採択後において、各年度の予算の状況により予算額が変動する可能性があること。
- 本実践研究の実施のために真に必要なもののみを積算すること。
- 種目ごとの留意事項は次のとおりである。

【人件費（賃金）】

- 1 雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無））の妥当性を確認します。
- 2 単価については、各地方公共団体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えありません。ただし、国の基準単価（1時間当たり930円）を大幅に上回るものについては妥当性を確認します。
- 3 業務に必要な期間のみの雇用となっているか確認します。
- 4 既に国費で人件費を措置されている職員等については計上できません。

【事業費（諸謝金）】

- 1 積算内訳は協力者の内訳別に記載します。（なお、出席者等が未確定の場合にあっては、単価の妥当性を確認するため、○○関係者等と記載するなどして表記します。）
- 2 会議出席、原稿執筆、単純労務等を行った場合に支出する謝礼であり、単価等は受託先の支給規程及び文部科学省の支給単価等とを比較して妥当な単価を設定します。（必要に応じて理由書を添付させるなどにより妥当性について付記してもらうことがあります。）また、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者とする必要性についても確認します。
- 3 受託先に所属する職員等に対する支出は原則として認められません。ただし、委託事業に係る業務が当該職員の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であることが関係資料から明確に区分されていることが確認できる場合には支出することができます。
- 4 菓子折、金券の購入は認められません。

【事業費（旅費）】

- 1 原則として具体的用務毎に積算します。
- 2 調査、成果公表、会議出席及び委員会出席等、当該委託業務の実施に必要な旅費のみを計上します。（生徒が、地域の抱える具体的な課題について、調査したり、

解決したりするための体験的・実践的な学習の実施に伴う経費として交通費が必要となる場合には、当該経費区分において計上することは差し支えありませんが、執行に当たっては、現金を生徒に支給することはせず、6に従って適切に管理してください。）

- 3 支給基準は原則として委託先の旅費規程によって差し支えありませんが、最も安価な経路で積算するなど妥当かつ適正な旅費を積算します。なお、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、原則として旅費法及び文部科学省の規定を準用します。
- 4 業務計画に照らして出張先、単価、回数、人数は妥当か精査します。
- 5 マイレージ・ポイント等の取得等による個人の特典は認められません。
- 6 回数券、プリペイドカードを購入する場合、受払簿等で管理し使用枚数のみ計上してください。
- 7 旅費のうち、文部科学省が東京で開催する協議会（2回を予定）の出席旅費として、それぞれ2名程度分（東京～各都道府県等の任意の地点）を積算内訳に計上してください。

【事業費（会議費）】

- 1 外部有識者の出席する会議開催等に必要な経費を計上します。但し、弁当及び茶の提供であっても、やむを得ない場合に限ることとします。
- 2 会議費の支出に当たっては、社会通念上常識的な範囲のものか精査します。（宴会等の誤解を受けやすいものや酒類の提供はできません。）
- 3 会議等の出席者数及び回数と整合性がとれているか確認します。

【事業費（通信運搬費）】

- 1 会議開催等に必要な開催通知や報告書の発送等の経費を計上します。
- 2 通信運搬物の内容、数量、単価、回数は妥当か確認します。
- 3 切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし受払簿で適切に管理してください。

【事業費（印刷製本費）】

- 1 印刷製本費は高額となることが多いことから、見積書等にて内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認します。（見積書等の提出が必要です。）
- 2 コピー用紙は、消耗品費に計上されます。

【事業費（借損料）】

- 1 委託業務の実施のために真に必要なものであるかを確認します。
- 2 会議開催等に伴い発生する場合には事業実施計画書の会議等の時間及び回数と整合性がとれているかを確認します。
- 3 リース形式の形態でありながら事実上備品を購入等していないかを確認します。

【事業費（消耗品費）】

- 1 消耗品費への計上は消耗品のみとし、備品等が計上されていないか確認します。

- 2 計上するものについては、品名（単価、数量）を記載することとしますが、具体的内容毎に用途の判断できる包括的名称を用いて簡略化して記しても差し支えありません。
- 3 消耗品を購入する場合には、ポイント等の取得はできないものとします。

【事業費（雑役務費）】

- 1 委託事業の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務等を計上します。
- 2 見積書等にて内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認します。（見積書等の提出が必要です。）

【事業費（消費税相当額）】

- 1 文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額（8%）を計上することとなります。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意願います。
- 2 各種別において経費を計上する際には、消費税は内税（税込）として計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当種別において消費税相当額として計上します。
- 3 委託金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取り扱いが異なりますので、下記の「課税対象表」を参照の上、適正な消費税額を計上願います。

① 課税事業者の場合

事業の実施過程での取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上します。

② 免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分についてのみ消費税額を含めた金額とします。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しません。）

なお、受託者が簡易課税制度の適用を受けている場合においても消費税相当額の積算にあたっては、簡易課税の計算方法で算出した額によるのではなく、一般課税事業者の場合と同じように取扱うこととしてください。

<課税対象表>※国内における一般的な取引の場合

種別	内訳等	対象	注意事項等
賃金		不課税	消費税相当額算出 （※給与とし交通費を含めている場合、交通費は消費税込なので留

諸謝金		課税対象	意) (※委託先の基準により、税込金額か税別金額か取扱が異なるので要確認。給与として支給される場合は賃金と同様。)
旅費(国内)	日当・宿泊費・運賃	課税対象	通常は税込金額
借損料		課税対象	
消耗品費		課税対象	
会議費		課税対象	
通信運搬費		課税対象	
印刷製本費		課税対象	
雑役務費		課税対象	切手は税込金額

【再委託費】

- 1 業務そのものの一部を第三者に行わせる場合に計上します。
- 2 再委託を行う場合には、再委託先、再委託を行う業務範囲、再委託を必要とする理由及び所要経費について、以下記入例にならない別途書類を作成し提出すること。

(記入例)

再委託に関する事項	
再委託の相手方の住所及び氏名	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇市教育長 〇〇〇〇
再委託を行う業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・開発したカリキュラムの〇〇中学校での実践を委託する。
再委託の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇及び〇〇を実施する際の効率性を鑑み当該事業を委託する。 ・〇〇中学校の設置者である。
再委託金額(単位：円)	〇〇市 〇〇〇、〇〇〇円

- 3 再委託費の内訳についても、上記区分に準じ経費ごとに提出すること。

実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究
 (課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業)

実践研究の概要

団体名	実践校名	実践研究に取り組む学科名	実践研究の概要	類型 I	類型 II													
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			
〇〇県教育委員会	〇〇県立〇〇高等学校	〇〇学科	□□の活動を通じて、△△を育む学習プログラムを開発する。	●		●		●										●

- ※ 実践校を複数設ける場合は、行を増やすこと
- ※ 実践研究に取り組む学科が複数ある場合は、列記すること
- ※ 実践研究の概要欄は、どのような学習活動を通じて、どのような力を育むことを目指す学習プログラムなのかが端的にわかるよう、100字以内でまとめて記載する。
- ※ 類型欄については、該当する部分に「●」を付けること